

## 実施期間（傷病別一覧）

対 象 傷 病	実 施 期 間
1 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症	原則として治癒後3年を限度とし、医師が必要と認める者については、その必要とする期間継続して行うことができるものとする。
2 せき髄損傷	※ 期間の制限なし。
3 頭頸部外傷症候群等	<p>原則として治癒後2年を限度とし、外傷性てんかん、脳型の減圧症等の脳の器質的損傷又はせき髄型の減圧症に基づく症状を残すもので、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</p> <p>※ 頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛については、2年を限度とし更新を認めていない。</p>
4 尿路系障害	原則として症状固定後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。
5 慢性肝炎	原則として症状固定後3年を限度とし、医学的に必要のある者については、さらに継続して行うことができるものとする。
6 白内障等の眼疾患	原則として治癒後2年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。
7 振動障害	原則として症状固定後2年を限度とし、医学的に更に継続する必要があるものについては、その必要な期間継続して行うものとする。
8 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	原則として症状固定後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。
9 人工関節・人工骨頭置換	※ 期間の制限なし。
10 慢性化膿性骨髄炎	原則として症状固定後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができる。

	対 象 傷 病	実 施 期 間
11	虚血性心疾患等	<p>① 虚血性心疾患にり患した者 原則として症状固定後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</p> <p>② ペースメーカー等を植え込んだ者 ※ 期間の制限なし。</p>
12	尿路系腫瘍	原則として治癒後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要があると認められる者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。
13	脳血管疾患	原則として治癒後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。
14	有機溶剤中毒等	原則として治癒後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。
15	外傷による末梢神経損傷	原則として治癒後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。
16	熱傷	原則として治癒後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。
17	サリン中毒	原則として症状固定後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。
18	精神障害	原則として症状固定後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

	対 象 傷 病	実 施 期 間
19	循環器障害	<p>① 心臓弁を損傷した者及び心膜の病変を残す者 原則として、症状固定後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</p> <p>② 人工弁又は人工血管に置換した者 ※期間の制限なし。</p>
20	呼吸機能障害	<p>原則として、症状固定後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</p>
21	消化器障害	<p>原則として、症状固定後3年を限度とし、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</p>